

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人不二科学技術振興財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、役員（理事及び監事をいう。）及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会、評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

- 2 この法人の監事の報酬総額は、別表3「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。
- 3 この法人の評議員の報酬総額は、定款第13条に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 第3条に規定する報酬は、理事会、評議員会の開催日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

- 2 第3条において決定する報酬等の金額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定めることができる。

附則 この規程は、平成25年度第1回評議員会による決議の日から施行する。

2 この規程の一部変更は、平成28年4月1日から施行する。

3 この規程の一部変更は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 理事の年間報酬総額 1,000,000 円

別表2 役員等の会議出席に係る報酬
理事会又は評議員会への出席の都度、一人一律 20,000 円
(法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)

別表3 監事の年間報酬総額 500,000 円